

答 申

第1 当部会の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年3月1日、重度訪問介護基本支給量675.0時間/月を同738.0時間/月とする計画案を添付し、処分庁に対し、介護給付費支給変更申請を行った。
- 2 処分庁は、令和6年3月7日付けで、重度訪問介護675.0時間/月（内、二人介助（入浴31時間）、深夜帯248時間）の介護給付費支給決定処分（以下「本件処分」という）を行った。
- 3 審査請求人は、令和6年4月9日付けで兵庫県知事に対し、審査請求を行った。

第3 関係法令等の定め

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第20条第1項は、介護給付費の支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない旨が定められており、同法施行規則（以下「規則」という。）第7条では、障害者等の氏名、居住地等申請にあつて記載すべき必要事項が定められている。
- 2 法第21条第1項は、市町村は、支給申請があつたときは、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行い、法第22条第1項は、市町村は、支給申請にかかる障害者の障害支援区分、介護を行う者の状況、当該障害者の置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案して支給要否決定を行うものとする旨規定し、同条第7項は、市町村は、支給決定を行う場合は、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として支給量を定めなければならない旨規定している。法は、市町村が支給要否決定及び障害福祉サービスの種類や支給量を決定することについて、勘案事項として勘案すべきことを規定しているが、具体的な基準を規定しておらず、勘案事項は、抽象的な事項も含まれている。

また、厚生労働省は、支給決定事務については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を定めており、その中で、「支給決定基準」について、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。」、支給決定基準の定め方について、「支給

決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難な事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。」としている。

3 法第 22 条第 1 項に「市町村は、第 20 条第 1 項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第 27 条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。」としており、同条第 6 項に「市町村は、前 2 項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第 1 項の主務省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。」とある。

4 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号では、申請とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものと定められている。また、同法第 8 条第 1 項では、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない旨が定められており、ただし書き以下において、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りるとされている。

また、同条第 2 項には、第 1 項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならないとされている。

第 4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件処分に至る経緯等について

令和 6 年 3 月 1 日、請求人は、現に受けている支給決定に係る重度訪問介護の支給量（重度訪問介護基本 675.0 時間／月）を変更する必要があるため、処分庁に対し、当該支給決定の変更（重度訪問介護基本 738.0 時間／月）の申請をした（以下「本件申請」という。）

本件申請にかかる重度訪問介護基本 738.0 時間／月の積算根拠は、下記のとおりであり、セルフプラン（週間計画表）の「主な日常生活上の活動」欄に記載した。

平日 14 時間（16 時間－2 時間）× 5 日×4.5 週＝315 時間

土日 16 時間× 2 日×4.5 週＝144 時間

夜間帯 8 時間×31 日＝248 時間

入浴 2 人介助 1 時間×31 日＝31 時間

同月 7 日付けで、処分庁は、請求人に対し、重度訪問介護基本 675.0 時間／月とする介護給付費支給変更決定をした。

(2) 本件処分の違法性

行政手続法 8 条は、(理由の提示)として、第 1 項本文に「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」とし、第 2 項に「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」としているところ、本件処分通知書には、何らの理由の記載もない。

本件処分は、行政手続法第 8 条第 1 項ただし書きに該当しないため、処分庁は、本件処分通知書において、本件申請にかかる重度訪問介護基本 738.0 時間／月のうち、重度訪問介護基本 675.0 時間／月しか認めない(申請の一部拒否の)理由を提示しなければならなかった。しかるに、上記本件処分通知書に、何らの理由の記載もないことは明白である。

この理由提示に関する瑕疵は、それ自体として処分の取消事由を構成するものであり、また、本件申請手続きにおいて、この瑕疵が治癒される余地はない。

よって、本件処分の理由不備の違法は明らかであるから、これを取り消し、重度訪問介護基本につき、738.0 時間／月の支給決定に改めるよう、審査を請求する次第である。

処分庁は、本件処分は、本件申請を拒否する処分ではないと弁明する。しかし、本件申請は、申請書冒頭の【申請の内容】において、変更(追加)を求め、申請書下段の「備考欄：申請に係る具体的内容・変更の理由等」において、「重度訪問介護 738.0 時間／月」と明示し、さらに、セルフプラン表面の「サービス・頻度・時間」欄に「重度訪問介護基本 738.0 時間／月」と、セルフプラン裏面の「主な日常生活上の活動」欄に、重度訪問介護 738.0 時間／月の算定根拠を記載してなした。重度訪問介護基本 675.0 時間／月とする本件処分が、本件申請を拒否する処分であることは明らかである。

第 5 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 理由附記について

本件申請において「支給量」はサービス利用に関する申請者の意向は、支給の要否を決定する際の勘案事項の一つである。また、申請書に支給量を記載したとしている「備考欄」は変更理由の記入を想定しているものであること、セルフプラン自体は法において支給決定の勘案事項であると明記されている。

そのため、申請時に希望する支給量とは異なる支給量を決定したことは「申請により求められた許認可等を拒否する処分」とならない。

以上のことから、処分庁が本件処分を拒否処分に該当しないとして、本件処分を行うにあたり理由附記を行わなかったことをもって違法とはならない。

(2) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の趣旨

本件審査請求は棄却すべきである。

2 審査庁の判断の理由

関係法令等に則り適切に介護給付費等支給決定が行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法に基づき適正に行われている。

第7 当部会の判断

1 審理手続について

審査庁における審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分について

(1) 理由附記について

ア 請求人は、次のとおり主張する。

行政手続法第8条第1項本文に「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」とし、第2項に「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」としているにもかかわらず、本件処分通知書には、何らの理由の記載もない。

また、本件申請は、申請書冒頭の【申請の内容】において、変更（追加）を求め、申請書下段の「備考欄：申請に係る具体的内容・変更の理由等」において、「重度訪問介護 738.0 時間／月」と明示し、さらに、セルフプラン表面の「サービス・頻度・時間」欄に「重度訪問介護基本 738.0 時間／月」と、セルフプラン裏面の「主な日常生活上の活動」欄に、重度訪問介護 738.0 時間／月の算定根拠を記載してなしているにもかかわらず、重度訪問介護基本 675.0 時間／月とする本件処分が、本件申請を拒否する処分であることは明らかである。

以上のことから、本件処分の理由不備の違法は明らかである。

イ これに対し、処分庁は、審査請求人の状態像から公費で給付できる最大の支給量を支給決定しているのであり、申請により求められた許認可等を拒否する処分との認識ではなく、支給決定期間更新後も継続して障害福祉サービスの給付を受けるも

のとして、審査請求人の状態像から処分庁の支給決定基準に基づき公費で助成すべき障害福祉サービスの支給量を判断し、本件処分を行ったと認識しているとの主張である。

ウ 介護給付費等支給申請における支給量を含めた障害福祉サービスの利用に関する申請者の意向は、処分庁が介護給付費等の支給の要否を決定する際の勘案事項の一つであって、申請の具体的な内容ではない。そのため、申請者が希望する支給量とは異なる支給量を決定したことをもって、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」となるものではないと考える。これは、規則第7条において、支給申請の記載事項に希望支給量までは含まれていないことから、希望支給量は、勘案事項の一つであると解される。

エ また、審査請求人は、本件申請は、申請書冒頭の【申請の内容】において、変更（追加）を求め、申請書下段の「備考欄：申請に係る具体的内容・変更の理由等」において、「重度訪問介護 738.0 時間／月」と明示し、さらに、セルフプラン表面の「サービス・頻度・時間」欄に「重度訪問介護基本 738.0 時間／月」と、セルフプラン裏面の「主な日常生活上の活動」欄に、重度訪問介護 738.0 時間／月の算定根拠を記載してなしており、重度訪問介護基本 675.0 時間／月とする本件処分が、本件申請を拒否する処分であることは明らかであるとする。

しかし、処分庁がホームページで公表している「申請書記入例」では、「備考欄：申請に係る具体的内容・変更の理由等」には、「①申請理由 が変更（「 変更（追加）」にチェック）の場合、備考欄にその変更理由を記入してください。」との説明がなされており、必ずしも希望する支給量の記載を求めているものではない。

また、法第22条第1項に「市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。」とあり、同条第6項には「市町村は、前2項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の主務省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。」とされていることから、セルフプランについても勘案事項の一つと解するのが妥当である。

オ 以上のことから、処分庁が本件処分を拒否処分に該当しないとして、本件処分を行うにあたり理由附記を行わなかったことをもって違法とすることはできないものとする。

なお、審査請求人は、「本件処分は、行政手続法第8条第1項ただし書きに該当しないため、処分庁は、申請の一部拒否の理由を提示しなければならない。」としているが、処分庁は、当該条文を、本件処分について理由の提示を行わなかった根拠とはしていない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、当部会は、前記第1のとおりに判断する。